

振興会関東ブロック共同広報について

自動車整備振興会関東ブロック連絡協議会（東京、神奈川、千葉、埼玉、茨城、栃木、群馬、山梨各振興会）では、昭和61年度より共同広報を実施しており、平成24年度の関東ブロック共同広報は、映画やテレビ等で幅広く活躍中の「武田鉄矢」さんをCMキャラクターに起用し、整備業界のイメージアップと「点検整備促進」「不正改造車防止」「環境保全」等5タイプのラジオCMによる広報活動を、山梨放送・FM富士（9月～11月）で展開致します。

会員の皆様には、関東ブロック連絡協議会で作成したチラシを配布致しますので、ご活用下さい。



街頭検査実施結果について

定期点検整備の促進と不正改造車排除を図るため、標記街頭検査が実施されました。なお、検査結果は次のとおりです。

日時	実施場所	参加者	摘要	
6月18日(月) 13:00～16:00	県立美術館前	運輸支局 4名 自動車検査独立行政法人 1名 軽自動車検査協会 1名 甲府西支部 5名 振興会 2名 二輪普及協会 3名 ディーゼルポンプ協会 3名	総検査車両数 146台 不良車両数 9台 整備命令 1台 口頭注意 8台 車検切れ 0台 二輪車総検査車両数 26台 無保険(無共済) 2台 保険証明書不備 4台 表章不備 0台	

【主な不適合箇所】

口頭注意

制動灯の不点灯、タイヤの空気圧不足等

整備命令

最低地上高不足等

※ 甲府西支部の皆様、ご協力ありがとうございました。

「夏の交通事故防止県民運動」について

これから夏の行楽シーズンに向けて、事故の多発や暴走族の活動の活発化が懸念されます。

このため、本年も7月21日（土）から8月20日（月）までの31日間、「夏の交通事故防止県民運動」が実施されます。

つきましては、この運動の趣旨を十分御理解のうえ、「重点目標」に沿った諸施策を計画的に展開され、交通事故防止の徹底が図れますようお願い申し上げます。

1. 目的

この運動は、児童、生徒等の夏休みと夏の行楽シーズンが重なる夏季において、交通事故の多発や暴走族の活動の活発化が懸念されたため、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実施を徹底し、交通事故の防止を図ることを目的とする。

2. 期間 7月21日（土）～8月20日（月）

3. 年間の交通安全スローガン

「心地良い 交通マナーが 照らす未来（あす）」

4. 重点目標

- 1 高齢者と子どもの交通事故防止
- 2 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 3 自転車の安全利用の推進
- 4 飲酒運転の根絶と悪質・危険な運転の追放
- 5 二輪車の交通事故防止

経営委員会が開催されました

◇日 時 6月22日(金) 14:00

◇場 所 (社)山梨県自動車整備振興会 会議室

◇出席者 渡邊委員長、緒方副委員長、深澤委員、清水委員、井上委員、河西委員、
石井委員、大村委員、臼井委員、鶴田委員、
事務局：斎木専務、山下部長、飯島

◇会議事項

- (1) 点検整備推進イベント「車ふれあい祭り“2012”」について
- (2) その他

平成24年度「全席シートベルト・チャイルドシート着用徹底運動 (7, 8月重点期間)」の実施について

県内におけるシートベルトの着用率は、平成23年度全国調査（警視庁・JAF全国調査：一般道・運転席側）の結果、98.5%と全国平均（97.5%）を上回りました。

しかし、後部座席のシートベルト着用率では22.8%と、全国平均（33.2%）を下回り、全国の都道府県中、ワースト8位となっています。

また、チャイルドシートの着用率でも、57.8%（全国平均57.0%）と6割を切る着用率となってしまい、自動車乗車中の乳幼児に対する安全性も危惧されております。

このため、本年度も継続して着用率調査と広報啓発活動、指導取締りとを組み合わせた全席シートベルト・チャイルドシート着用徹底運動（7, 8月重点期間）を実施します。

つきましては、この運動の趣旨を十分御理解のうえ、全席シートベルト・チャイルドシートの着用率工場に向けた運動を展開してよう頂きますようお願い申し上げます。

1. 目的

交通事故被害を軽減させる効果の高い全席シートベルト・正しいチャイルドシートの着用について通年の徹底運動として推進するとともに、毎月14日の着用推進の日や、7, 8月の重点期間を中心に、広報啓発と指導取締りを連携させて実施する等、運動の総合的かつ効果的な展開を図る。

2. 運動の概要

（1）「全席シートベルト・チャイルドシート着用推進の日」キャンペーン

「全席シートベルト・チャイルドシート着用推進の日」である、毎月14日を中心に、広報啓発運動及び街頭指導等を実施する。

（2）重点期間の設定

7, 8月の2ヶ月間を重点期間とし、同時期に実施する「夏の交通事故防止県民運動」と連動させながら、着用率の調査、広報啓発、指導取締りを組み合わせた効果的な運動を展開する。



未認証行為の調査・確認・指導のための情報収集のお願い

国土交通省では、未認証事業者の排除に向けた取り組みの一環として、情報収集・調査等の一層強化を図るため、毎年7月を強化月間として、未認証防止対策を推進しています。

未認証行為に関する情報がありましたら、本誌26ページの情報提供用紙により、各支部長経由にて振興会（指導課）にご連絡下さいますようお願いします。



環境に優しい自動車整備関連事業場 山梨県推進協議会総会が開催されました

◇日 時 6月26日(火) 13:00
◇場 所 (社) 山梨県自動車整備振興会 会議室
◇来 賓 関東運輸局山梨運輸支局 石原支局長
" 遠藤首席陸運技術専門官

◇議 事
第1号議案 平成23年度事業報告並びに収支決算報告承認について
第2号議案 役員の一部変更について
第3号議案 平成24年度事業計画(案)並びに収支予算(案)の承認について
第4号議案 その他

以上、原案どおり承認されました。

環境に優しい自動車整備関連事業場山梨県推進協議会役員

役職名	氏 名	団 体 名
会 長	荻原 公明	(社)山梨県自動車整備振興会会长
副会長	田 中 好 輔	山梨県自動車販売店協会会长
会 計	荻原 公明	山梨県軽自動車協会会长
役 員	樋 口 益 男	山梨県中古自動車販売協会会长
役 員	市 川 清	山梨県自動車車体整備協同組合理事長
役 員	開 森 秀 昭	山梨県自動車電装品整備商工組合理事長

指定整備事業協議会

委員会開催

◇日 時 6月20日(水) 16:00

◇場 所 (社)山梨県自動車整備振興会 会議室

◇出席者 雨宮会長、相馬副会長、杉田副会長、大木監事、小松監事、
田口委員、秋山委員、今村委員、義見委員、羽田委員、松田委員、清水委員、
緒方委員、中山委員、

◇会議事項

- (1) 全体会議提出資料について
- (2) 全体会議、研修会進行等について

全体会議開催

◇日 時 6月27日(水) 15:00

◇場 所 (社) 山梨県自動車整備振興会 大講堂

◇来 賓 関東運輸局山梨運輸支局 石原支局長

〃 遠藤首席陸運技術専門官

〃 木村陸運技術専門官

〃 伊藤陸運技術専門官

軽自動車検査協会山梨事務所 斎藤所長

◇議 事

- (1) 平成23年度事業報告の承認について
- (2) 平成23年度決算報告の承認について
- (3) 報告事項 役員の変更について
- (4) 平成24年度事業計画（案）の承認について
- (5) 平成24年度収支予算（案）の承認について
- (6) その他

以上、原案どおり承認されました。

研修会開催

◇日 時 6月27日(水) 16:30

◇場 所 (社) 山梨県自動車整備振興会 大講堂

◇出席者 165名

◇講 師 関東運輸局山梨運輸支局 木村陸運技術専門官
〃 伊藤陸運技術専門官

◇内 容 ①指定自動車整備事業者による厳正かつ適正な業務運営の徹底について
②指定自動車整備事業点検表について
③整備事業の処分概要等について

各種講習・研修会のお知らせ

自動車検査員研修

標記研修を次のとおり実施致します。該当者は必ず受講されますようお願い致します。

研修対象者とは、

- ①自動車検査員として選任されている者全員
- ②自動車検査員有資格者（自動車検査員に選任予定の者等）

※**3年以上**自動車検査員として選任されていなかった者を選任する場合は、
直近の自動車検査員の研修を受講していることが必要となります。

◇研修日時

研修日	教習修了番号	受付時間	研修時間
7月23日（月）	1～39000号	13：00	13：30
8月1日（水）	39001～57000号		
8月7日（火）	57001～67000号	～13：30	～17：00
8月8日（水）	67001号以降の者		

◇研修会場 (社) 山梨県自動車整備振興会 研修センター及び実習場

◇研修費用 3,500円（テキスト代含む）

外部診断機等取扱講習会

(スキャンツール基礎講習)

自動車の故障探求に今後なくてはならない機器となってしまった外部診断機！

故障探究の診断機としてだけでなく、日々の整備にも活用しましょう！！

全ての車を入庫の際にまず診断し、「異常がないか」を確認することも整備をする上で重要！

お客様に「確実な整備」で「安心」「安全」を伝え、「顧客満足度アップ」を目指しましょう。

入庫時、整備後のデーター提示で、整備トラブル防止にも役立つアイテムとなる事でしょう。

振興会所有の外部診断機を使用して、「機器の取扱い方法」及び「実車での簡易な故障探求」を行います。

◇受付期間 **7月2日（月）～7月31日（火）**

◇講習日時 **8月16日（木）9：30～16：00**

◇講習会場 (社) 山梨県自動車整備振興会 研修センター及び実習場

◇担当講師 ディーラートレーナー、振興会

◇講習内容 スキャンツール（日立HDM3000・デンソードＳT-2）を使い、機器の取扱い方法と実車での簡易な故障探求

（以前行いました外部診断機等取扱講習と同じ内容です）

◇持ち物 サーキットテスタ（デジタル）、筆記用具

◇受講料 4,000円（資料代含む）

◇定員 **先着20名**（定員になり次第締切とさせて頂きます）

講習申込方法

申込書は、教育課窓口にあります。

また、振興会ホームページ (<http://www.ams.or.jp>) の「会員ページ」からもダウンロードできます。必要事項を記入の上、受講料を添えて教育課までお申し込みください。

試験関係のお知らせ

平成24年度第1回自動車整備技能登録試験

標記試験が次のとおり実施されます。

受験希望の方は、登録試験申請用紙（教育課窓口にてご用意してあります）に必要事項を記入の上、必要書類を揃え受付期間中にお申込み下さい。

◇実施種目

	学 科 試 験	実 技 試 験
試験の種類	<ul style="list-style-type: none">・二級ガソリン自動車・二級ジーゼル自動車・二級二輪自動車・三級自動車シャシ・三級自動車ガソリン・エンジン・三級自動車ジーゼル・エンジン・自動車車体	<ul style="list-style-type: none">・二級ガソリン自動車・三級自動車シャシ
受付期間	8月6日（月）～8月10日（金）	
試験日	10月7日（日）	平成25年1月20日（日）
試験会場	(社)山梨県自動車整備振興会 研修センター	未定

※実技試験を受ける人は学科試験合格者のみ対象。

◇受験資格 二級受験者は三級整備士合格後3年以上の実務経験者

三級受験者は1年以上の整備作業実務経験者

（注）実務経験の短縮対象者

二級 大学機械科卒業者 1.5年

高校機械科卒業者 2.0年

三級 大学・高校機械科卒業者 0.5年

◇申込時に持参するもの

①登録試験申請書（教育課窓口にご用意してあります）

②受験手数料（用紙代等を含む）

	金額
学 科 試 験	4,400円
実 技 試 験	12,200円

※実技試験を続けて受験される場合は、
学科試験合格後実技試験受験手数料を
納付して頂きます。

- ③受験資格を証明する証書・証明書
 - ・二級受験者は三級整備士の合格証書
 - ・実務経験の短縮を受ける方は、卒業証書又は証明書等
 - ④写真 1枚（縦6cm×4.5cm）
 - ⑤印鑑
 - ⑥はがき（受験者の住所、氏名を記入して下さい）2枚
- ※実技試験を続けて受験する場合は、学科試験合格後に実技試験用案内はがき2枚別途提出して頂きます。

自動車整備技能登録試験対応講座

平成24年度第1回自動車整備士技能登録試験（平成24年10月7日（日）実施）を受験する者を対象とした標記講座を下記の日程等により行いますので、受講をお勧めします。

- ◇受付期間 8月1月（月）～8月31日（水）
- ◇実施種目 2級ガソリン自動車 3級自動車ガソリン・エンジン
- ◇講習日時

第1日	9月12日（水）	9：10～15：50
第2日	9月19日（水）	10：00～15：50
第3日	9月21日（金）	9：10～15：50
- ◇講習会場 （社）山梨県自動車整備振興会 研修センター
- ◇講習内容 過去に実施された検定・登録試験の問題をもとに、出題の傾向と対策を研究学習
- ◇使用教材 当振興会で作成した問題及び過去に実施した検定・登録試験問題等
※下記のテキストは、必ず各自で持参して下さい。
 - ◆2級ガソリン自動車
 2級ガソリン・エンジン編、2級シャシ編、法令教材
 - ◆3級自動車ガソリン・エンジン
 3級ガソリン・エンジン編、基礎自動車工学、法令教材
- ◇受講料 2級、3級・・・15,000円（資料代含む）
(申込後の未受講において、受講料の返金は出来ませんのでご了承下さい。)

講座申込方法

申込書は、教育課窓口にあります。

また、振興会ホームページ（<http://www.ams.or.jp>）の「会員ページ」からもダウンロードできます。必要事項を記入の上、受講料を添えて教育課までお申し込みください。

教育委員会が開催されました

◇日 時 6月19日(水) 16:00

◇場 所 (社)山梨県自動車整備振興会 会議室

◇出席者 清水委員長、渡辺副委員長、 笹本委員、別符委員、小菅委員、岡部委員

◇会議事項

(1) 自動車整備技術向上対策の実施

1) 次世代自動車の技術教育体系の構築

2) 汎用スキヤンツールの普及促進

3) 第19回山梨県整備技能競技大会の開催について

(点検整備推進イベントと同時開催)

4) 養成施設の環境整備

(2) その他

普通救命講習の報告

6月7日(木)午前9時から3時間、笛吹市消防本部のご協力を頂き、標記講習会が参加者19名により実施され、全員に笛吹市消防本部より「普通救命講習」修了証が交付されました。

始めは慣れない手際で行なっていた救急救命の処置が、笛吹市消防本部3名の講師の方々による熱心な個別指導により、講習が終了するまでには参加者された皆様が手際よく処置方法を実践できるようになりました。

今回の講習を受け、「救命のリレー」により救命処置がスムーズに行なわれ、「助かる命」を助けられる一助にしていただけたらと思います。

以前受講された方も2~3年を目安に再受講し、手順の確認や、最新の処置方法を学ぶことが大切です。



低圧電気取扱特別講習の報告

6月7日（木）午後1時より、ディーラートレーナーのご協力を頂き、標記講習会が実施され、「低圧電気取扱特別教育」修了証が参加者27名に交付されました。

本講習会は、「労働安全衛生法第59条安全衛生特別教育規定」の趣旨に基づく特別講習として、ハイブリッド車、電気自動車の整備を対象とした講習です。



自動車電気基礎講習 STEP UP1の報告

自動車電気基礎講習 STEP UP 1を、6月21日（木）参加者3名にて行いました。自動車の電気故障にみなさん苦手意識を少なからずお持ちではないでしょうか？電気の基礎から、電気パネルを使用しサーチットテスタにて電位測定による不具合場所の特定回路図の見方などを解説いたしました。

参加された受講者のみなさまは、本講習に於いて「基礎講習の必要性について、基本があつて応用ができるので非常に良かった」「電位測定での故障探究は、非常に役に立つ」とのことでした。

自動車の電気トラブルに対しての基礎知識を理解して頂き、ボディ電装、エンジン電装の故障探究につなげて頂きたいと思います。

自動車ボディ電装講習 STEP UP2の報告

自動車ボディ電装講習 STEP UP 2を、 6月14日（木）ディーラートレーナーのご協力を頂き、参加者5名にて行いました。

実習をメインにヘッドライト、テール・ストップ、リヤワイパ、パワーウィンド回路に設けた各故障を、電気配線図、回路図、ぎ装図を読みながらサーキットテスタを使い、電位測定で行いました。

参加された受講者の皆様は、「故障現象確認からの絞り込み」、「配線図等からの故障部位の切り分け」、「電位測定からの故障探究」、「回路故障を電位測定で判断」する方法を実践され、理解して頂きました。

この講習を基に日々の整備に活かして頂きたいと思います。



小型ジーゼル車整備基礎講習会の報告

小型ジーゼル車整備基礎講習会を6月23日（土）ディーラートレーナーのご協力を頂き、参加者7名にて行いました。

ヨーロッパのエコカーと言えば、70～80%がジーゼルエンジン車！

日本ではトラック、バス等大型車のシェアが多いのですが、将来はどうでしょう？

ジーゼル車の基本的な定期交換部品に関する整備方法、コモンレール関係の技術的な説明等学科、実習を交えて行いました。

受講者からは、「日頃の整備についての再確認ができた」「新型車の整備に役立つ」等、講評を頂きました。

整備士である我々が定期交換部品を十分認知、理解し、ユーザーに対しトラブル回避のためにもお勧めすることの必要性が理解できた講習でありました。



CNG自動車講習会の報告

山梨運輸支局主催のCNG自動車講習会を6月29日（金）参加者13名にて実施いたしました。

CNG自動車の構造から取扱い基準、保安基準、通達及び容器の取扱いと付属品と関係法令等の学科講習を専門官より実施し、配管継ぎ手、点検要領などの実習を行い、最終的に全員が試験を受け、皆さん優秀な成績で終了することができました。

海外で発生した、バスの燃料容器事故などもあり、受講された方々はとても真剣に取り組んでおりました。



全国の整備相談所に寄せられた整備相談事例 Vol. 6

整備業界における社会的責務の増大等、業界を取り巻く諸環境の新たな転換に対応するため、「自動車整備相談所」を各都道府県振興会に開設し、整備に関するユーザーの相談を適正かつ迅速に処理し、一層の信頼性の確保に努めています。

全国から寄せられた整備相談事例を紹介しますので参考とされますようお願いします。

ケースその1

【相談】佐賀県 男性

【内容】車検整備後 短期間での故障について（オルタネータ、ラジエータ）

・車名：不明 ・登録年月：不明 ・走行距離：不明

平成23年12月に車検を実施した。3日後に走行中エンジンが停止。原因はオルタネータの不良で修理を依頼する。その後4日後に高速を走行中オーバーヒートでエンジン停止。エンジン（中古）とラジエータ（中古）を交換する。また昨日、オーバーヒートする。原因是ラジエータ不良で早めに気付き冷却水を補給しながら走行し、エンジンは大丈夫であった。

このように車検を実施してすぐに立て続けに故障するものなのか。また、車検に依頼する前に友人に車を見てもらったところ、ラジエータより水漏れがあるので交換が必要ではないかとアドバイスを受けていた。しかし、車検時はアドバイス欄にラジエータより錆びが出ていると記載されていただけで説明もないし交換していない。こちらもそのことを依頼はしていないが、直接連絡をしてどうするか聞くべきではないか。車両は代行運転に使用しており商売に支障が出ている。車検を実施し何日も経たないのにこのような事でいいのか。そちらで立ち入り調査や処分は出来ないのか。

【対応】

車検後に立て続けに故障し、気の毒な話で気持はわかるが、車検時にラジエータの水漏れがなければ合格するし、2年点検ではラジエータの内部やオルタネータ単体の点検までは行わないので車検を行ってもこのような事が起ることはあり得る。ただ、ラジエータの状態の説明は直接行うべきである。また、当相談所は原因究明や命令をする場所ではなく、会員工場と相談者との橋渡しをする場所であり、立入り調査や処分をするような機関ではない。解決に向かうように間に入り当事者同士で妥協点を見出していくしかない。

それに、この内容で運輸支局に相談しても、立ち入り調査や処分は出来ないのではないか。それでは、相手側に苦情があったことを伝えてほしいとのことなので連絡する。

その後、連絡なし。

ケースその2

【相談】岡山県 事業者

【内容】車検整備時の対応（説明、見積書）について

- ・車名：不明 ・登録年月：不明 ・走行距離：不明

一見客（女性30代）であるユーザーの車検を行い、請求書を送付したが、ユーザーから、「なぜ、点検料金を請求するのか」とクレームがあった。車検依頼時には、口頭で点検内容及び概算金額を伝えており、本人も了承していた。

再度、ユーザーと話しをするが、車検時には2年点検をしなければならないことを伝えて良いか？なお、ユーザーは消費者生活センターへ相談し、センターも請求するのはおかしいと言っていたとのこと。また、現在ご主人の車の車検を依頼されているとのこと。

【対応】

道路運送車両法では、使用者への定期点検の義務付けを謳っているが、車検時に点検をしなければならないとまでは要求していない。車検の更新時が2年点検の時期になっているので、大体のユーザーはそれに合わせて点検を行っているのが現状である。ユーザーへは、定期点検の義務付けは使用者にあり、それを当社が依頼されたので実施し、点検料金を請求している旨を伝え、説得してはどうかとアドバイスした。

相談者も、商工組合が作成している資料（パネル？）を持参して説明してみるとのこと。

1月17日（水）、料金の回収ができたとのこと。

ケースその3

【相談】神奈川県 女性

【内容】点検整備時の対応（説明、費用）について

- ・車名：乗用車 ・登録年月：平成18年 ・走行距離：11万km

エンジンの不調から整備工場に修理をしてもらったが、その後同様の症状が現れたため再度診てもらった。整備代金として1万5千円の見積り提示があり、修理をお願いすることにしたが、数日後作業中に別の部品が悪いので5万5千円の追加費用が掛かると連絡があり、困っている。

度々の修理代金の増額に不信感を持っているので、どうにかならないでしょうか。

【対応】

整備工場の工場長に相談内容を説明するとともに、不信感を持たれているので状況説明をしっかりと行って欲しい旨伝えた。工場長からは請求が度重なることに恐縮しているとの返答があった。

また、相談者には整備工場から詳しい説明を受けるとともに、整備代金の負担について話し合いをされるように薦めた。

ケースその4

【相談】 兵庫県 女性

【内容】 車検整備後の故障（苦情？）について

- ・車名：軽自動車 ・登録年月：平成19年 ・走行距離：22,300km

70万円で2年前に検査付きで購入した軽の中古車。車検を行い、登録後6年目に入ったが、検査後2ヶ月で、走行中にチャージランプ（実際はチェックランプ）が点きっぱなしになってしまったのでバッテリーを交換。その後、一度エンスト。不安になって、ディーラーに持ち込むとプラグが原因といわれてプラグ交換。

次の日、エンジンをかけたところ、オイルランプとチャージランプ（ここもチェックランプ）が点くようになったが、暖気をすると消えたのでバックで車庫から車を出し、その後、前進しようとレンジに入れたところ、突然アクセルが全開となって暴走。自宅倉庫のブロック壁に当ってって車が止まった。車庫からブロックまで12～13mあるが、ブレーキを踏んでもサイドブレーキを引いても効かなかった。

この事故の修理代金に29万円の見積もりが上がってきたが、納得いかない。欠陥ではないか？ ディーラーにいうと「足マットが2枚敷いてあり、1枚がアクセルに引っかかっており、欠陥ではない」という。

【対応】

ユーザーの言い分を最後まで聞いたあと、いくつか質問してみた。

- ・中古車の「保証継続の手続きはしたか？」⇒「知らない」
- ・「マットが二重で、引っかかっていたのは事実か？」⇒「事実」
- ・「バッテリーの交換はだれの指示か？」⇒「自分の判断」
- ・「チェックランプはいつからついていたか？」⇒「車検後ずっと」
- ・「今回の車検はどこで行い、どんな指示を出したか？」⇒「振興会会員専業工場で、とにかく安く、とお願いした」

エンストの原因だが、「プラグの可能性も否定はしないがバッテリーを交換し、“学習”させずに乗り始めたことが原因かもしれない。一回のエンストは故障ではないかも知れない」と説明。「オイルは入っていたのか？」と問うと「入っていた」という。「だったらポンプのトラブルでもない限り、この走行距離でオイルランプは普通、点灯しない」と構造を簡略説明。暴走に関しては「マットを二重にし、アクセルがひっかかったことでエンジン回転が上がったと認識しているなら間違いなく自己責任」と説明。

その上で中古車のクレームは、まず購入販売店に。ディーラーに言い立てるのであれば、最低限保証継続しておく必要がある。販売店との売買契約書がどうなっているか見たいというと「ない」という。チェックランプをチャージランプと言い、オイルランプがいまだに何のランプかはっきりしないので、話を打ち切った。その後連絡はない。

エンジンルーム内の油脂類を交換・補充する際の注意事項について ダイハツ工業(株)

■ 対象車両 全車

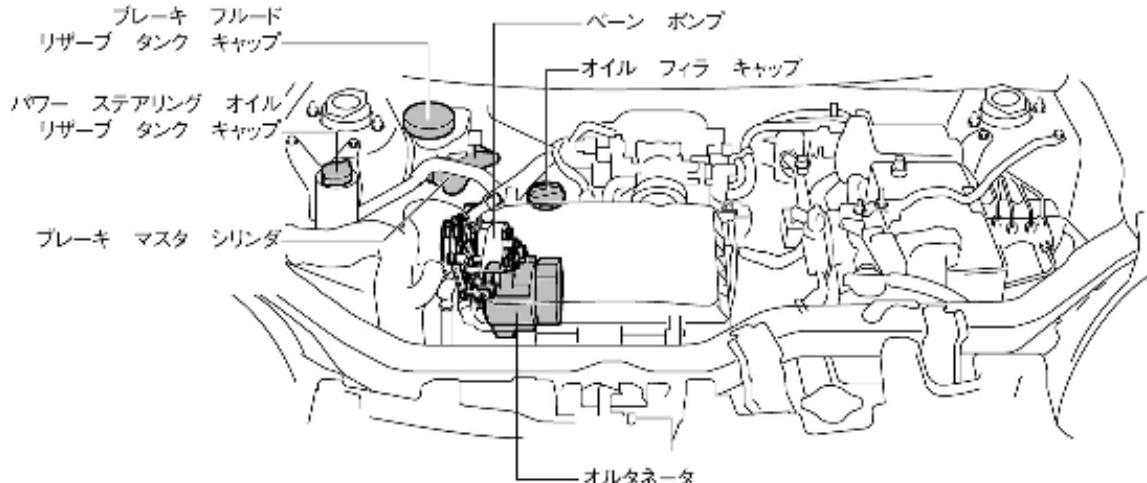
■ 内容

車両の点検・整備作業時にブレーキフルード等の油脂類を交換・補充する際に、誤って油脂類をオルタネータに付着させ、そのまま使用を続けた場合、オルタネータの発電不良又は、焼損に至る恐れがありますので、点検・整備作業時にはご注意ください。

■ 留意点

エンジンルーム内の油脂類を交換・補充する際には、エンジンルーム内の部品、特にオルタネータ上に油脂類を垂らさないようにご注意ください。

オルタネータ内部に油脂類が入り込むと、オルタネータ発電不良又は、焼損等不具合の原因となる恐れがあります



- ・ブレーキフルード
- ・パワーステアリングオイル
- ・エンジンオイル

【 注意 】

オルタネータへの被油防止でウエス等を使用した場合は、必ず取り出して下さい。
高温部に触れて発煙するなど、2次不具合を引き起こす恐れがあります。